

国際機構が法的には条約により設立されることは、これまでに見てきたとおりである。では、物理的な設立についてはどうか。国際機構は、国家と異なり領域を持たない。そこで、実際に活動しようとするれば、いずれかの国の領域内に施設を置き、人を配置する必要が出てくる。

国家は、たとえ当該国際機構の構成国であろうとも、国際機構の施設を自国領内に受け入れる一般国際法上の義務を負わない¹。もっとも、国際機構の設立文書には、当該国際機構の本部が置かれる国を明記するもの（例、[国連海洋法条約](#)²156 条 4 項）があり、その場合、当該国が当該設立文書の当事国となる場合は、当該国際機構を受け入れる義務を負うことになる。そのような規定がない場合、また、国際機構がそのようにして明示された国以外の国に何らかの拠点を置く場合、国際機構と当該国際機構の施設を受け入れる国との間に条約が締結され、それにより受入条件が定められる。たとえば、国連は[米国と本部協定](#)を締結しており、かつ、国連が施設を置く各国と類似の条約を締結している（例、[国連環境計画](#)に関する[ケニアとの条約](#)、[国連大学](#)に関する[日本との条約（続）](#)、[国連ジュネーブ事務局](#)の特権免除に関する[スイスとの条約](#)）。もちろん、設立文書により本部が置かれる国が明記される国際機構であっても、当該国際機構と領域国との関係について具体的なことを定めるために同様の条約が締結される（例、[国際海底機構とジャマイカとの条約](#)）。

国際機構がいずれかの国の領域で活動する場合、当該国の国内法に服することになる。たとえば、国連大学が日本でビルの賃貸借を行う場合、日本法に従うことになる。しかし、国際機構がいずれかの国の国内法に全面的に服するとすると、当該国際機構の活動に対して大きな支障となり得る。そこで、国際機構には免除（immunities）が与えられるのが通常である。免除とは、法の適用を一定の範囲で受けないことである。たとえば、[国連憲章](#) 105 条に定められており、[国連特権免除条約](#)によりさらに詳しく定められている。

日本は、他にも、以下のような条約を締結している。

- [国際移住機関との特権免除協定](#)
- [EC 委員会代表部の設置及び特権・免除協定](#)
- [国連環境計画との国連環境計画国際環境技術センター協定](#)
- [OECD との特権免除協定](#)
- [APO との特権免除協定](#)

¹ 国際司法裁判所は、WHO の地域事務局の移転構想に関して生じた対立について要請された[WHO とエジプトとの間の協定に関する勧告的意見](#)（1980 年）において、地域事務局に関する WHO とエジプトとの関係は、両者間の合意に基づく契約的關係であることを指摘している（意見パラ 43）。

² 国連海洋法条約は、[国際海底機構](#)の設立文書という性質も有する。国際海底機構については国際法第一部で学ぶ。

● [国際熱帯木材機関との本部協定](#)

やや変わっているのは、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」である。外務省サイトからはダウンロードが面倒なので、この条約が掲載されている[国連条約集 214 巻をダウンロード](#)して（重い）、その 51 頁以下を参照されたい。協定前文を読めば、国連のどの「軍隊」に関する協定であるかが判る。そして、その軍隊及びその関係者が日本においてどの程度の特権免除を享有しているか、条文を読んでみていただきたい。

国について言えば、国自身にも、その職員にも、一定の範囲で免除が認められる。たとえば、国家は外国の国内裁判所において訴えられることはない（国家免除（State immunity）あるいは主権免除（sovereign immunity）という）³し、外交官は派遣先の国の国内裁判所において訴えられることはない（外交免除（diplomatic immunity））⁴。これらについての詳細は国際法（総論・領域）で学んでいるとして、ここではそれらの基礎に相互性（reciprocity）があることを思い出しておけば足りる。つまり、たとえば日本の外交官が韓国で免除を受けるのと同様、韓国の外交官も日本で免除を受ける。そのため、免除がどの範囲で認められようとも、国家間に不公平は生じない。

ところが、国際機構の場合、相互性はそもそもあり得ない。たとえば、国連は、日本において、上記国連憲章 105 条・国連特権免除条約などに基づき、一定の免除を享有する⁵。これに対し、「日本は国連においてどの程度の免除を享有するか」を議論することはナンセンスである。国連には「国内」裁判所はなく、「国内」不法行為法も「国内」刑法もない。では、国家が国際機構に免除を認める条約（国連憲章や上記特権免除⁶協定など）を締結するのは、なぜだろうか⁷。

³ 参照、酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣、2011 年）第 1 編第 2 章第 3 節 1。

⁴ 参照、酒井ほか・前掲注 3・第 1 編第 1 章第 2 節 4(2)。

⁵ 日本が国連特権免除条約に 1963 年に加入するまで、日本における国連の免除は[国際連合の特権および免除に関する国際連合と日本国との間の協定](#)により規律されていた。この協定は、国連特権免除条約への加入に伴い、協定 11 条 2 項に基づき廃棄された〔外務省告示 155 号、官報 11059 号・昭和 38（1963）年 10 月 25 日〕。

⁶ 「特権（privileges）」は通常与えられていないが例外的に与えられる権利を、「免除（immunities）」は通常課される義務から免れる資格を指す。ここでは、国際機構の責任を追及する場面を想定しているので、免除の方が重要である。もっとも、特権と免除との区別に神経質になる意味はあまりない。

⁷ ちなみに、国連法務部は、国連特権免除条約の“standards and principles”は一般国際法規則になっていると理解している（[United Nations Juridical Yearbook](#), 1967, p. 314, para. 11）。かなり大胆な主張であり、議論の余地は大いにあるが、この講義では扱わない。

国際機構が享有する免除の内容・範囲を決定するのは、個々の条約である。国連について言えば、国連憲章 105 条のほか、それを詳細化する国連特権免除条約や[専門機関特権免除条約（続）（続々）](#)があり、さらに、上記日本との国連大学に関する協定など、個別の国とさらに具体化した特権免除条約がある。

国際通貨基金（IMF）を例に見てみよう。[IMF 協定](#) 9 条 8 項(i)は、IMF の職員は “shall be immune from legal process with respect to acts performed by them in their official capacity except when the Fund waives this immunity” と定めている。このように、“with respect to acts performed by them in their official capacity” に限定するのは IMF に限らず一般的であり、それは、国際機構に免除が与えられる理由を示唆する。また、“except when the Fund waives this immunity” についても同様である。

さて、IMF のトップは専務理事 (Managing Director) というが、前専務理事の [Dominique Strauss-Kahn](#) は数年前にニューヨークでいろいろと問題を起こした。以下、いずれも日経記事である。

- IMF 専務理事を性的暴行容疑で訴追 2011 年 5 月 15 日

【ワシントン＝御調昌邦】ニューヨーク市警は 15 日、国際通貨基金（IMF）のストロスカーン専務理事を性的暴行の疑いで逮捕し、当局が訴追したことを明らかにした。米メディアによると、14 日にホテル従業員に暴行した疑いで、ニューヨークの空港からパリに出発する直前に拘束された。

IMF のアトキンソン報道官は 15 日に声明を出し、ストロスカーン専務理事が性的暴行容疑で逮捕されたことについて「事件についてはコメントできない」と語った。「IMF は完全に機能している」として、逮捕が IMF の業務に影響しないとの認識を示した。

ただ IMF は同専務理事を支えてきたリプスキー筆頭副専務理事が任期満了で 8 月末に退任すると発表済み。欧州危機への支援などで重要な局面が続くなか、組織のガバナンス（統治）に影響が出る懸念もある。

ストロスカーン専務理事の弁護士はロイター通信に対し、同専務理事が容疑を否認する方針であることを明らかにした。

ストロスカーン専務理事はフランス財務相などを経て、2007 年 11 月に IMF トップの専務理事に就任。08 年には、元女性職員との不適切な交際で職権乱用などの疑惑が持たれていたが、外部調査の結果、職権乱用などはなかったとして、続投する経緯になったことがある。

- IMF 前専務理事の訴追取り下げ決定 NY 裁判所 2011 年 8 月 24 日

ニューヨークの裁判所は 23 日、国際通貨基金（IMF）のストロスカーン前専務理事への性的暴行罪の訴追取り下げを認めると決定した。ストロスカー

ン前専務理事はホテル女性従業員への性的暴行罪で起訴されていたが、同従業員の証言などに矛盾があり、検査当局が訴追取り下げを申請していた。（米州総局）

ただし、この刑事事件とは別に、民事訴訟も提起されていた。

● IMF 前トップを民事提訴 暴行告訴のホテル従業員 2011 年 8 月 9 日

【ニューヨーク＝共同】国際通貨基金（IMF）前専務理事ストロスカン被告（62）に性的暴行を受けたとして告訴した米ニューヨークのホテル女性従業員ナフィサトゥ・ディアロさん（32）が 8 日、ストロスカン被告に対する民事訴訟をニューヨークの裁判所に起こした。具体的な損害賠償請求額は示されていない。AP 通信が伝えた。

訴状でディアロさん側は、同被告が「野蛮で暴力的な攻撃を加え、ディアロさんの女性としての尊厳を奪った」と主張。心の痛みからの完全な回復は不可能とした。

この民事訴訟（2012 年 12 月 10 日に和解成立）において、Strauss-Kahn は免除を主張した。上記 IMF 協定 9 条 8 項(i)の下で、同氏の免除は認められるだろうか。また、仮にアメリカ合衆国が専門機関特権免除条約の当事国であったとしたら（そうでないことは、[国連の特権免除条約解説ページ](#)の専門機関特権免除条約の方の Status をクリックしてリンクをたどれば判る）、同条約 6 条 21 項の下で、免除が認められることになったであろうか。当該条項は、専門機関の長が外交使節の有する免除と同様の免除を享有することを定めている。そして、外交使節は、[外交関係に関するウィーン条約](#) 31 条 1 項に定められている範囲において、民事裁判管轄権からの免除を享有する（外交特権免除についても、詳しくは国際法第一部で学ぶ）。なお、論旨が必ずしも明確でないのここには引用しないが、この民事訴訟を担当したニューヨーク州最高裁は Strauss-Kahn による免除の主張を退けている([Diallo v. Strauss-Kahn, Supreme Court of the State of New York \(County of the Bronx\), Decision Index No. 307065/11, May 1, 2012](#))⁸。

免除が一定の場合に認められることにそれなりの理由があるとしても、国際機構の相手方当事者にとっては正当化しがたい不利益を生むことはないだろうか。たとえば、日本で問題となった事例に、いわゆる国連大学事件（東京地方裁判所 1977〔昭和 52〕年 9 月

⁸ ちなみに、Strauss-Kahn 辞任後に専務理事に選任された [Christine Lagarde](#) は、前職のフランス財務相時代の行為についてフランスで刑事訴訟を提起され、フランス共和国裁判所（閣僚の刑事責任を扱う裁判所）の [2016 年 12 月 19 日判決](#)により有罪（ただし刑罰なし）とされた。この訴訟が可能になったのは、Lagarde の要請により IMF が免除を放棄したからである（[報道](#)による）。

21 日決定、判時 884 号 77 頁）がある（後掲別添 1 参照）。注目すべきは、この決定の末尾にある「(もっとも遺憾ながらかかる手続は未だ定められていないようである。)」という部分である。

これに対し、[アフリカ開発銀行](#)の免除に関する[フランス破毀院](#) 2005 年 1 月 25 日判決（後掲別添 2）は、異なる態度を示した。この事件では、同銀行職員として働いていたフランス人が解雇され、その解雇が不当であるとして争ったものである。[アフリカ開発銀行設立協定](#) 52 条 1 項によれば、銀行はこのような場合、フランス（同協定当事国）の裁判所において免除を享有する。ところが、破毀院は、そのような条約規定があることに言及しつつ、本件における同銀行の免除を否定した。

しかし、ヨーロッパ人権裁判所は、スレブレニツァの母事件 2013 年 6 月 11 日決定（後掲別添 3）において、安保理の特性を強調しつつ、結論的には国連大学事件判決に近い判断を示した。

このような流れを受けて、フランス破毀院は、国際機構（[中央アフリカ諸国銀行](#)）に免除を認めつつ、免除（本件においては、裁判権免除ではなく執行免除）を認める国家（＝フランス）に対して何らかの賠償ないし補償を要求することができると判示した（2016 年 5 月 25 日判決。後掲別添 4）。他方、アメリカ合衆国連邦控訴裁判所は、ほぼ同時期の判決で国連大学事件判決に近い立場を示している（2016 年 8 月 18 日判決。後掲別添 5）。

これらのうち、どの立場が適切だろうか。あるいは、これら 4 つの判断は整合的に理解できるのだろうか。あるいは、別のより良い解決策があるのだろうか。被害者（と主張する者）の保護、および関連条約規定の両方を考慮に入れて、考えてみよう⁹。

【別添 1】 国連大学事件東京地方裁判所決定 1977〔昭和 52〕年 9 月 21 日判時 884 号 77 頁

債権者 X
債務者 国際連合大学
右代表者学長 Y

主文

債権者の申請を却下する。
申請費用は債権者の負担とする。

⁹ 水島朋則『主権免除の国際法』（名古屋大学出版会、2012 年）〔第 10 章 他の請求処理手続の不存在を理由とする主権免除否定論〕、岡田陽平「国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利」国際協力論集 24 巻 2 号（2017 年）15 頁。

理由

一 本件申請は、債権者が国際連合大学を債務者として、「債務者は債権者を債務者の職員として処遇しなければならない」との仮処分を求めるものであり、その理由の要旨は、「債権者は債務者に昭和五一年一〇月四日から秘書として採用され勤務してきた者であり、その雇用期間（フィックス・ターム）は三ヶ月となっていたが、特段の事情のない限り期間満了と共に更新される（更新後の期間は一年となる）ものとして採用されたのである。しかるに債務者は同年一二月二日債権者に対し右雇用契約を昭和五二年一月四日以降更新しない旨の意思表示をした。しかし右更新拒絶（実質的には解雇である）は何ら正当な事由に基づかないものであるから、解雇権の濫用ないし更新拒絶権の濫用として無効であり、債権者は昭和五二年一月四日以降もいぜんとして債務者の職員としての権利を有する。債権者は債務者に対しその旨の確認訴訟を提起する予定であるが、その判決確定に至るまで債務者の職員として取扱われないでは著しい損害を蒙るので、本件地位保全の仮処分を求める。」というのである。

二 そこでまず、国際連合大学（以下国連大学という）が国際連合（以下国連という）とは独立した法人格（当事者能力）を有するか否かが問題である。

国連大学は昭和四八年一二月六日第二八回国連総会において採択された国連大学憲章に基づき設立され、東京にその本部が設置されることになったものであるが、右設立は国連憲章七条二項、二二条に基づくものであり、従って国連大学は国連の補助機関である。そして国連が国連の特権及び免除に関する条約（昭和三八年四月一八日条約一二号）一条一項により、専門機関が専門機関の特権及び免除に関する条約（右同日条約一三号）二条三項により、それぞれ条約上法人格を有し当事者能力を有することが定められているが、国連大学についてはかかる条約上の規定は存しない（国連大学憲章は条約でないからわが国に対する拘束力を有しない）。このことからみると、国連大学は単に国連の一機関であって、法人格（当事者能力）は国連にのみ帰属すると解する余地がないわけではない。しかしながら他方、内部的にみると、国連大学憲章によって、国連大学は国連の機関ではあるが国連組織の中で自治を享有するものとされ（二条一項）、大学の経費は各国政府、財団等の拠出金又はその収益によりまかなうものとされ（九条一項）、学長には一定の範囲で職員の任命権（八条）及び代表権（二条二項）が認められ、さらには独立自治的機関として国連憲章一〇四条及び一〇五条並びに国連の地位、特権及び免除に関するその他の国際取極及び国連決議に規定する地位、特権及び免除を享有し、財産の取得、処分その他の法律行為を行い、協定、契約、取極を締結することができるものと定められている（一一条一ないし三項）など、独立して国際的活動をする組織として定立されていることが認められ、また、わが国との関係においてても、[国連大学本部に関する国連と日本国との間の協定（続）](#)（昭和五一年六月二二日条約七号）（以下大学本部協定という）は、国連大学が国連の機関として国連憲章及び国連の特権

及び免除に関する条約によって与えられる利益並びに国連大学憲章によって与えられる利益を享受することを考慮して締結されている（前文）こと、大学が財産を取得したり売却したり収入を得たりすることを予定して課税免除に関する規定を設けている（七条）ことからみて、わが国としては、国連大学がわが国において権利義務の主体として活動することを当然の前提として右協定を締結したものと考えられるのである。

これらの事情によれば、国連大学はわが国法上独立した法人格として、訴訟上の権利能力を有するものと取扱うのが相当というべく、債権者が本件申請の相手方を国連大学とした点は、適法として是認できる。

三 次に、このように法人格を肯定される国連大学がわが国において訴訟手続からの免除を享有するか否かについて検討する。

国連が国連憲章一〇五条、国連の特権及び免除に関する条約二条二項により、また専門機関が専門機関の特権及び免除に関する条約三条四項により、それぞれ訴訟手続の免除を享有する旨定められているのに比し、国連大学について免除特権を直接定めた条約はない（大学本部協定は大学本部職員等について免除特権を定めているが、大学自体のそれについては直接定めていない。）。しかしながら、国連に右のとおり免除特権を承認した趣旨は、国連という国際機構をしてその目的達成のための国際社会における活動を全からしめるところにあり、そして国連大学は国連の目的を達成するためにその機関として設立されたものであるから、右国連特権条約の趣旨は、国連自体のみならずかかる国連の機関についても（その機関が独立の法人格を有しないときは機関自体の特権を問題にする余地はないが、独立の法人格を有すると認められるときにも）免除特権を享有せしめる意味に解するのが相当であり、国連大学憲章一一条一項は、国連大学が国連憲章一〇五条並びに国連の特権、免除等に関するその他の国際取極等による特権、免除を享有するものと定めているところ、それ自体条約としてわが国を拘束するものではないが、わが国が、大学本部協定を、「国連大学が国連の機関として国連憲章及び国連の特権及び免除に関する条約によって与えられる利益並びに国連大学憲章によって与えられる利益を享受すること」を前提として締結している（協定前文）ことは、右の解釈を裏付けるものといえることができる。

よって国連大学は、わが国法上、免除を明示的に放棄した特定の場合を除き訴訟手続からの免除を享有するものと解するほかはない。（因みに、前項判断のように国連大学に訴訟上の法主体性を認めることは、同大学に右免除特権の享有を承認することを前提として始めて肯定しうるところであって、右免除特権を認める法的根拠がないと判断するときは、必然的に右法主体性をも否定する——従って本件申請はその点で却下を免れない——ことにならざるをえないというべく、そうでなければ、国連憲章及び国連の特権及び免除に関する条約の趣旨にもとることになろう。）。

四 そこで当裁判所は本件に関し、最高裁判所、外務省を通じ債務者に対し、右免除の放棄について照会したところ、債務者から、訴訟手続から免除されることを確認する

旨の意思が伝達された。

そうすると、本件についてわが国の裁判所はこれを審理、裁判することができないから、本件申請は却下を免れない。（なお、債務者がわが国の訴訟手続から免除される結果、債権者の本件に関する救済は、国連組織内の異議申立手続ないし行政裁判所の手続、又は大学本部協定一四条二一項に基づく国連大学が定める紛争解決手続（もっとも遺憾ながらかかる手続は未だ定められていないようである。）によるほかはないこととなる。）

よって、申請費用につき民訴法八九条を適用して、主文のとおり決定する。

（裁判官 濱崎恭生）

【別添 2】 アフリカ開発銀行事件 [フランス破毀院判決 2005 年 1 月 25 日](#)〔抜粋〕

[L]a Banque africaine de développement ne peut se prévaloir de l'immunité de juridiction dans le litige l'opposant au salarié qu'elle a licencié dès lors qu'à l'époque des faits elle n'avait pas institué en son sein un tribunal ayant compétence pour statuer sur des litiges de cette nature, l'impossibilité pour une partie d'accéder au juge chargé de se prononcer sur sa prétention et d'exercer un droit qui relève de l'ordre public international constituant un déni de justice fondant la compétence de la juridiction française lorsqu'il existe un rattachement avec la France.

【仮訳】アフリカ開発銀行は、自らが解雇した従業員との訴訟において、その事実が発生した時点において、自らの内部にその種の紛争を処理する権限を有する裁判機関を有しておらず、そのことは、紛争の一方当事者が自らの主張につき判断する権限を有する裁判官に訴え出ることができないことを意味し、それは、国際公序¹⁰に属する権利行使ができないことを意味するため、裁判拒否¹¹を帰結し、その結果、当該紛争がフランスと何らかの連結点¹²を有する場合には、フランス裁判所の管轄権が基礎づけられる。

【別添 3】 スレブレニツァの母事件 ヨーロッパ人権裁判所判決 ([Stichting Mothers of Srebrenica v. The Netherlands, Application No. 65542/12, Decision on 11 June 2013](#))〔抜粋〕

スレブレニツァの虐殺の関連でのオランダの責任については既に議論した。その際、国連に対してもオランダで訴訟が提起されていて、オランダ最高裁が [2012 年 4 月 13 日](#)

¹⁰ 国際私法上の公序のことである。参照、櫻田嘉章『国際私法〔第 7 版〕』（有斐閣、2020 年）第 12 章。

¹¹ 司法機関が行使すべき権限を行使しないこと。

¹² これも国際私法上の概念である。櫻田・前掲注 10・20-21 頁、第 8 章。

[の判決](#)において国連の免除を認めたことに触れていた。原告は、最高裁判決後、それが[ヨーロッパ人権条約](#) 6 条違反を構成するとして、ヨーロッパ人権裁判所に訴えた。ヨーロッパ人権裁判所は、以下のように述べて訴えを退けた¹³。

139. [...] (d) Where States establish international organisations in order to pursue or strengthen their cooperation in certain fields of activities, and where they attribute to these organisations certain competences and accord them immunities, there may be implications as to the protection of fundamental rights. It would be incompatible with the purpose and object of the Convention, however, if the Contracting States were thereby absolved from their responsibility under the Convention in relation to the field of activity covered by such attribution. [...]

[...]

154. The Court finds that since operations established by United Nations Security Council resolutions under Chapter VII of the United Nations Charter are fundamental to the mission of the United Nations to secure international peace and security, the Convention cannot be interpreted in a manner which would subject the acts and omissions of the Security Council to domestic jurisdiction without the accord of the United Nations. [...]

[...]

163. [...] [I]n *Waite and Kennedy* [...] the Court considered it a “material factor”, in determining whether granting an international organisation immunity from domestic jurisdiction was permissible under the Convention, whether the applicants had available to them reasonable alternative means to protect effectively their rights under the Convention¹⁴. In the present case it is beyond doubt that no such alternative means existed either under Netherlands domestic law or under the law of the United Nations.

164. It does not follow, however, that in the absence of an alternative remedy the recognition of immunity is ipso facto constitutive of a violation of the right of access to a court. In respect of the sovereign immunity of foreign States, the ICJ has explicitly denied the existence of such a rule (Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy: Greece intervening), § 101). As regards international organisations, this Court’s judgment[] in *Waite and Kennedy* [...] cannot be interpreted in such absolute terms either.

165. There remains the fact that the United Nations has not, until now, made provision for “modes of settlement” appropriate to the dispute here in issue. [...] [T]his state of affairs is not imputable

¹³ 詳細は、坂本一也「国連平和維持活動に関わる国連の裁判権免除について」岐阜大学教育学部研究報告人文科学 64 巻 2 号（2016 年）21 頁、岡田陽平「国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利——欧州人権裁判所判例法理の分析」国際協力論集 24 巻 2 号（2017 年）15 頁。

¹⁴ *Waite and Kennedy v. Germany*, Application No. 26083/94, Judgment, 18 February 1999. 欧州宇宙機関という国際機構をその職員がドイツ裁判所に訴えた際に免除が認められたことにつき、それがヨーロッパ人権条約 6 条の定める裁判を受ける権利に違反しないかを判断する際に重要な要素となる(a material factor/il importe)のは、その権利を実効的に保護するための合理的な他の手段(reasonable alternative means/autres voies raisonnables)があったかどうかであり、本件では、欧州宇宙機関がその職員からの訴えを審理する独立委員会を設置していたため当該権利の侵害はない、と判示された（パラ 68）。詳細は、黒神直純「国際機構の免除と国際公務員の身分保障」坂元茂樹・薬師寺公夫（編）『普遍的国際社会への法の挑戦 [芹田健太郎先生古稀記念]』（信山社、2013 年）629 頁。

to the Netherlands. [...]

[...]

167. The Court cannot at present find it established that the applicants' claims against the Netherlands State¹⁵ will necessarily fail.

[...]

169. The above findings lead the Court to find that in the present case the grant of immunity to the United Nations served a legitimate purpose and was not disproportionate.

【別添 4】中央アフリカ諸国銀行事件 [フランス破毀院 2016 年 5 月 25 日判決](#)〔抜粋〕

Vu l'accord entre le gouvernement de la République Française et la Banque des États de l'Afrique Centrale (BEAC) relatif à l'établissement à Paris d'un bureau de la BEAC et à ses privilèges et immunités sur le territoire français, du 20 avril 1988 ;

Attendu, selon l'arrêt attaqué, rendu sur renvoi après cassation (1re Civ., 6 novembre 2013, pourvoi n° 12-20.709), qu'un conseil de prud'hommes a condamné la BEAC à payer à son ancien salarié, M. X..., une certaine somme à titre de rappels de salaires et de dommages-intérêts ; que ce dernier a fait pratiquer une saisie-attribution, le 20 avril 2010, sur le compte BNP Paribas de la BEAC ; que celle-ci a assigné M.X... devant un juge de l'exécution pour obtenir la mainlevée de la mesure, en se prévalant de son immunité d'exécution ;

Attendu que, pour rejeter la demande de mainlevée et décider que la mesure produirait ses effets, l'arrêt retient que le caractère absolu de l'immunité d'exécution restreint le droit d'accès à la justice de M. X... et que l'atteinte grave, rédhibitoire et définitive portée à son droit à un procès équitable pour l'exécution d'une décision de justice, alors qu'aucun recours effectif ne lui est offert, justifie que l'immunité d'exécution opposée par la BEAC soit écartée ;

Qu'en statuant ainsi, alors que le justiciable, qui se voit opposer le caractère absolu de l'immunité d'exécution d'une organisation internationale, dispose, par la mise en oeuvre de la responsabilité de l'Etat, d'une voie de droit propre à rendre effectif son droit d'accès à un tribunal, de sorte que le seul fait de ne pouvoir saisir les fonds de la BEAC, en France, ne constituait pas, au préjudice de M. X..., une restriction disproportionnée à ce droit, au regard du but légitime poursuivi par l'accord garantissant une immunité d'exécution à cette banque centrale pour faciliter l'accomplissement de ses missions, la cour d'appel a violé le texte susvisé ;

[...]

CASSE ET ANNULE, dans toutes ses dispositions, l'arrêt rendu le 5 mars 2015, entre les parties, par la cour d'appel de Versailles

【仮訳（抄訳）】

中央アフリカ諸国銀行の特権免除に関するフランスと同銀行との協定に鑑み、[……]
破毀院の 2013 年 11 月 6 日の判決により、同銀行が元職員 X に対する未払い給与の

¹⁵ 第 2 部 9. で扱ったオランダ裁判所におけるオランダに対する訴訟のこと。

支払い義務を負うことが確認されていた。その後、X はその判決の執行を求めた。

原審（ヴェルサイユ控訴院 2015 年 3 月 5 日判決）は、執行に関して絶対免除を認めることは、X の裁判を受ける権利の重大・致命的・決定的な侵害であり、他の何らかの実効的な手続が存在しないのであれば、同銀行の免除を否定すべきであると判示した。

しかし、強制執行からの国際機構の絶対免除に直面した者は、国家責任を追及するという手続を利用することができ¹⁶、それにより裁判を受ける権利が実現されることになる。したがって、同銀行の任務の円滑な遂行という、上記協定の正当な目的を考慮するならば、同銀行の資産に対する強制執行が認められないことは、X の裁判を受ける権利の過剰な制約を構成するものではない。

[……]

以上の理由により、ヴェルサイユ控訴院の 2015 年 3 月 15 日判決を破毀する。

【別添 5】ハイチコレラ事件 [Georges v. United Nations](#), 834 F.3d 88 (2nd Cir. 2016).

ハイチに派遣された平和維持部隊 [MINUSTAH](#) のネパール構成員が持ち込んだコレラ菌により、ハイチでコレラが大流行し、9000 人以上が死亡した。2017 年 7 月 13 日に採択された [国連総会決議 71/161B](#) は、以下のような内容である。

The General Assembly,

[...]

Reiterating its grave concern at the outbreaks of cholera in Haiti, which have affected more than 800,000 people and resulted in over 9,000 deaths,

[...]

Recognizing also that the United Nations bears a moral responsibility to the victims of the cholera epidemic in Haiti and to their families, as well as to supporting Haiti in overcoming the epidemic and building sound and sustainable water, sanitation and health systems,

[...]

2. *Reaffirms its support for the new United Nations approach to cholera in Haiti, including the establishment of the [United Nations Haiti cholera response multi-partner trust fund](#);*

国連側でこのような対応がなされる一方、ハイチでコレラに罹患したと主張する者らにより、損害賠償を求めて国連に対して米国裁判所に訴訟が提起された。国連は国連特権免除条約 2 条に基づく免除を主張した¹⁷。原告は 29 条に予定されている手続が用意

¹⁶ この部分は、外国国家（クウェート）の執行免除との関係で、やはり給与未払いの訴訟において国家（フランス）の賠償責任を認めた [フランス国務院決定 329877 号](#)（2011 年 10 月 14 日）を前提とした判断である。

¹⁷ Strauss-Kahn 関連で言及した専門機関特権免除条約と異なり、[こちらの方にはアメリカ合衆](#)

されていないこと、および、免除を認めると米国憲法上保障される裁判を受ける権利が否定されてしまうことを理由に、免除を否定することを求めた。第一審で敗訴した原告が控訴したところ、控訴審は次の判決を下した。

[at 93-94] Section 2 of the CPIUN¹⁸ provides that the UN “shall enjoy immunity from every form of legal process except insofar as in any particular case it has expressly waived its immunity.” Especially when coupled with the compulsory “shall”— which “is universally understood to indicate an imperative or mandate”— Section 2’s “express mention of” the UN’s express waiver as a circumstance in which the UN “shall [not] enjoy immunity” negatively implies that “all other[]” circumstances, including the UN’s failure to fulfill its Section 29 obligation, are “exclude[d].” It necessarily follows that the UN’s fulfillment of its Section 29 obligation is not a condition precedent to its Section 2 immunity.

[at 98] As we stated in *Brzak v. United Nations*¹⁹, in which we rejected a virtually indistinguishable challenge to an application of Section 2 of the CPIUN, plaintiffs’ argument does little more “than question why immunities in general should exist.” But “legislatively and judicially crafted immunities of one sort or another have existed since well before the framing of the Constitution, have been extended and modified over time, and are firmly embedded in American law.” Plaintiffs’ argument, if correct, would seem to defeat not only the UN’s immunity, but also “judicial immunity, prosecutorial immunity, and legislative immunity.”

[国は当事国となっている。](#)

¹⁸ 国連特権免除条約のこと。

¹⁹ *Brzak v. United Nations*, 597 F.3d 107 (2nd Cir. 2010). 国連難民高等弁務官の行為について国連に対して損害賠償が求められた事例。